

V 発生段階別行動計画

新型インフルエンザ等対策について、(1)実施体制、(2)サーベイランス(※)・情報収集及び情報提供・共有、(3)まん延防止に関する処置、(4)予防接種、(5)住民の生活及び地域経済の安定に関する措置、(6)医療の6つの主要項目に分け、各発生段階別に行動計画を示す。

※サーベイランスとは、感染症などの疾病の発生状況や変化を継続的に監視すること。また、それによって対策のためのデータを体系だてて収集・分析すること。

1 未発生期

目標

1. 新型インフルエンザ等発生に備え、体制の整備を行う
2. 県・他市町村・関係機関等と相互に連携し、発生の早期確認に努める

(1) 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた「中央市インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行い、必要に応じて見直していく。
- ・ 県・他市町村・関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練等を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集及び情報提供・共有

- ・ 国、県から発信される情報の入手に努め、市役所内及び関係機関等の間での情報共有体制を整備する。
- ・ 毎年のインフルエンザの動向を確認し、感染拡大を早期に探知する。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県・保健所との連携の下、住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの相談に応じるため新型インフルエンザ等相談窓口を開設する準備を行う。

(3) まん延防止に関する措置

- ・ 住民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。
- ・ 自らの発症が疑わしい場合には、帰国者・接触者相談センター(保健所)に連絡して、指示を仰ぐ行動が取れるよう、感染症対策について理解促進を図る。
- ・ 国が実施する検疫の強化に必要な防疫処置・疫学調査等について、県・他市町村・関係機関等との連携を強化する。

(4) 予防接種

- 政府行動計画では、特定接種と住民接種という2つの予防接種が新型インフルエンザ等対策と規定されている。
- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。
- 住民接種とは、住民に対する予防接種で、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定される臨時接種。また、宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に規定される新臨時接種をいう。

① 特定接種の位置づけ

- ・ 国の実施する特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体として接種を実施する。

② 特定接種の準備

- ・ 当該地方公務員の対象者に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ・ 国が実施する特定接種及び登録事業者の登録業務については、必要に応じて、労務又は施設の確保、その他必要な協力を行う。
- ・ 府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合、又は登録事業者の登録内容について確認を行う場合は、必要に応じて協力する。
- ・ 登録事業者ごとに接種体制の構築が困難な場合は、必要に応じて、府省庁が実施する事業者支援と接種体制の構築に協力する。

③ 住民接種の位置づけ

- ・ 接種を実施する対象者は、市内に居住する者を原則とする(在留外国人を含む)。
- ・ この他に、市内に所在する医療機関・福祉施設等に勤務する医療従事者及び長期入院患者・入所者、里帰り分娩の妊産婦・同伴の小児等は、当該市町村が接種することが社会的・公衆衛生学的に合理的であると考えられる。

④ 住民接種の準備

- ・ 市内の全住民に対して、集団的接種を原則として、円滑に住民接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- ・国、県の協力を得ながら、速やかにワクチンを接種するためにワクチンの需要量の算出を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・住民接種の開始日や接種会場等の通知方法、予約制を採用するか等の検討をあらかじめ行い、手順を計画する。
- ・地域医師会・事業者・学校関係者等と協力し、住民接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所・時期の周知、予約の有無といった接種の具体的な実施方法について準備を進める。

医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 接種場所の確保＊人口10,000人に、1ヵ所程度の接種会場を設ける
 接種に要する器具等の確保
 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

- ・新型インフルエンザ等の対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制・対象者・接種順位のあり方等の情報を提供し、理解促進を図る。

(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

- ・県と連携し、要援護者の把握とともに生活支援（見回り・介護・訪問診療・食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等の体制を自治会・社会福祉施設・介護支援事業者・障害福祉サービス事業者等と協力して構築する。

② 火葬能力等の体制整備

- ・県と連携し、火葬場の火葬能力及び公民館・体育館等の一時的に遺体を安置できる施設の数等を把握・検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。

③ 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等の対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

(6) 医療

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、急速にまん延し、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるために不可欠な要素である。
- 大規模にまん延した場合には患者数の増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者や病床数等）には制約があることから、効率的かつ効果的に医療を提供できる体制を事前に計画することが重要である。
- ・平素より医師会関係者と情報交換できるよう体制を整える。

2 海外発生期

目標

1. 海外発生に関する情報を収集する
2. 県内(市内)発生に備えた全庁的な体制を構築する
3. 県内(市内)発生における新型インフルエンザ等患者を早期に把握する

(1) 実施体制

- ・ 県内(市内)発生に備え、危機管理体制を構築する。
- ・ 県・他市町村との間で、予防策の実施に関する連携を行う。

(2) サーベイランス・情報収集及び情報提供・共有

- ・ 新型インフルエンザ等の海外での発生動向、情報収集に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設置し、住民からの疾患の相談や生活相談等広域な内容についても対応できる体制を検討する。
- ・ 国・県が発信する情報を入手し、住民に対して、市のホームページ・相談窓口等を通じて、海外の発生状況、現在の対策、国内・県内(市内)での発生したときに必要となる対策等を分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供することで、注意喚起を促す。
- ・ 外国人や視聴覚障がい者等に応じた情報提供の手段を講ずる。

(3) まん延防止に関する措置

- ・ 基本的な感染予防対策を実践するよう促す。

(4) 予防接種

① 特定接種の実施

- ・ 国が特定接種の実施を決定した場合、国・県と連携し、当該地方公務員の対象者に対して、集団的接種を原則として、本人の同意を得て特定接種を実施する。

② 住民接種の準備

- ・ 国・県と連携し、特措法第46条に基づく住民接種、または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ・ ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、接種順位、接種体制等の接種に必要な情報を、積極的に情報提供する。

(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

- ・ 新型インフルエンザ等の海外発生の確認を要援護者や協力者へ連絡する。

② 火葬能力等の体制整備

- ・ 国・県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備する。
また、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

③ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 県内(市内)発生に備え、医薬品その他の物資及び資材の備蓄状況、施設及び設備の管理状況を点検する。

(6) 医療

- ・ 県・保健所と連携を取りながら、医療機関、地域医師会等に対し、市内発生時の協力要請を行う。
- ・ 県・保健所と連携を取りながら、医療機関、地域医師会等に対し、院内感染対策強化の要請を行う。

3 国内発生早期 { 県内(市内)未発生期 }

目標

1. 新型インフルエンザ等の県内(市内)侵入をできるだけ遅らせ、県内(市内)発生が遅延と早期発見に努める
2. 県内(市内)発生に備えて体制整備を行う
3. 市民への適切な情報提供により混乱を防止する

(1) 実施体制

- ・ 中央市新型インフルエンザ等対策本部設置の準備を行い、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされた場合は、速やかに市対策本部を設置する。
(宣言がなされていない場合であっても、中央市の任意により設置することもできる)

◇ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であると判断した場合は、特措法第32条に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。

本県(本市)がその指定を受けた場合には、通常に対応に加え、更に積極的な感染対策等を講ずる。

県も、必要に応じ「県内緊急事態宣言」を行い、市は、上記のとおり、中央市新型インフルエンザ等対策本部を速やかに設置する。

(2) サーベイランス・情報収集及び情報提供・共有

- ・ 新型インフルエンザ等の国内外の発生動向、情報収集に努め、関係機関・医療機関等に情報提供し、情報の共有化を図る。
- ・ 相談窓口は、国から配布されるQ&Aを受け、住民からの問い合わせ等に対して適切な情報提供が実施できるよう体制を充実させる。
- ・ 住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等が感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。
また、学校・保育施設等や職場での感染対策についても併せて周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する混乱を防ぐため、住民がどのような情報を必要とするか把握し、住民の不安等に応じた情報提供を的確に行う。

(3) まん延防止に関する措置

- ・住民・事業所・福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等の基本的な感染予防対策を推奨する。
- ・自らの発症が疑わしい場合には、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐ行動を取るよう、感染症対策を推奨する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等の関係機関と連携し、県内(市内)発生した場合の臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)について検討する。
- ・海外渡航者、入国者等への情報提供、注意喚起を行う。
- ・必要に応じて、住民に対して、不要不急の出国・出県の自粛を要請する。

(4) 予防接種

① 特定接種の実施

- ・海外発生期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。

② 住民接種の準備、実施

- ・国が決定した接種順位に係る基本的な考え方等、住民接種に関する情報について、住民・関係機関等に情報提供を行う。
- ・県が用意するパンデミックワクチン(※)が全県民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給可能になり次第、関係者の協力を得て住民接種を開始する。

※パンデミックワクチンとは、新型インフルエンザ等のウイルスをもとに作成するワクチンのこと。効果は高いものの、このワクチンはウイルスが発生してからでなければ製造できないため、ウイルス発生からワクチン完成までは一定の期間が必要となる。

- ・国・県と連携して、保健センター・学校等の公的な施設を活用することによって接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者に集団的接種を行う。

(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

- ・新型インフルエンザ等の国内発生の確認を要援護者や協力者へ連絡し、県内(市内)発生した場合に必要な生活支援の準備を行う。

◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・水道事業者として、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

- ・物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国・県と連携し、物価が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

＊ 上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を県に協力して行う。

① 外出自粛の要望等

- ・特措法第45条第1項に基づき、住民に対して、潜伏期間や治療までの期間まえて期間を定めて、生活維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請する。

② 施設の使用制限の要請等

- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等に対して、期限を定めて、施設の使用制限(臨時休業、入学試験の延期等)の要請を行う。
また、基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・特措法第24条第9項に基づき、上記以外の施設等に対して、職場も含めて、基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

③ 住民接種

- ・国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

- ・県・保健所と連携を取りながら、医療機関、医師会等との間で情報の共有化を図り、市内発生時に速やかに協力要請を行う。
- ・発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、新型インフルエンザ等コールセンターに相談し、帰国者・接触者相談センター(保健所)等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ・上記の帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があることから、市内医療機関に対し、院内感染対策等を進めるよう要請する。

4 県内(市内)発生早期

目標

1. 健康被害を最小限にとどめる
2. 社会、経済活動への影響を最小限にとどめる
3. 市民への適切な情報提供により混乱を防止する
4. 患者の急増に備えた医療体制を確保する

(1) 実施体制

- ・「市内発生宣言」を公表する。＊県の「県内発生宣言」と一元性を保つ
- ・前段階において設置していないときは、必要に応じ、中央市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- ・県対策本部と連携して、社会機能維持のための方策を検討し、実施する。
- ・市職員への感染防止策、また感染が疑われる場合の対応を周知徹底する。

(2) サーベイランス・情報収集及び情報提供・共有

- ・県・医療機関・関係機関等との情報収集・共有機能を強化し、対策の方針の迅速な伝達をするとともに、対策の現場の状況把握を行う。
- ・相談窓口は、国から配布されるQ&Aの改定に対応し、住民からの問い合わせ等に対して適切な情報提供が実施できるよう体制を強化する。
- ・引き続き、住民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、新型インフルエンザ等の国内外・県内(市内)の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定までのプロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

(3) まん延防止に関する措置

- ・住民・事業所・福祉施設等に対し、基本的な感染予防対策の推奨を強化し、事業者には、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の推奨を要請するなど職場における感染対策の徹底を図る。
- ・ウイルスの病原性の状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、学校・保育施設等・それ以外の施設等について、臨時休業を適切に行うよう要請する。
- ・関係機関等に対し、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化を要請する。

(4) 予防接種

① 特定接種の実施

- ・ 海外発生期から引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。

② 住民接種の準備、実施

- ・ 国内発生早期{県内(市内)未発生期}に引き続き、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て住民接種を開始、または進める。
- ・ 新型インフルエンザ等の対策は、ワクチンの接種が唯一の対策ではないこと、個人の感染予防策を確実に行うことが大切なことを繰り返して周知し、住民の不安等を和らげることで混乱を防止する。

(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

- ・ 必要に応じて、要支援者への生活支援を実施する。

② 火葬能力等の体制整備

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を進める。
また、県と連携して確保した手袋・不織布製マスク・被透過性納体袋等を、必要に応じて、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に渡るように調整する。

(6) 医療

- ・ 県・医療機関等との情報交換・情報提供を行い、患者対応を迅速に行う。

5 県内(市内)感染期

目標

1. 健康被害を最小限にとどめる
2. 社会、経済活動への影響を最小限におさえる
3. 医療体制を維持する

(1) 実施体制

- ・「市内流行警戒宣言」を発表する。＊県の「県内流行警戒宣言」と一元性を保つ
- ・前段階において設置していないときは、必要に応じ、中央市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- ・県対策本部と連携して、社会機能維持のための方策を検討し、実施する。
また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) サーベイランス・情報収集及び情報提供・共有

- ・県・医療機関・関係機関等との情報収集・共有機能の強化を継続し、対策の方針の迅速な伝達をするとともに、流行や対策の状況把握を行う。
- ・相談窓口は、状況の変化に応じて改定された国のQ&A等を踏まえながら、住民からの問い合わせ等に対して適切な情報提供を行う。
- ・引き続き、住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内(市内)の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策や、社会活動の状況についての情報を適切に提供する。

(3) まん延防止に関する措置

- ・対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減へ転換する。
- ・住民・事業所・福祉施設等に対して、感染予防策の周知を図り、不要不急の外出を控えるよう呼びかけるとともに、二次感染を予防するためにマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の指導を徹底する。
また、事業者には、当該感染症の症状が認められた従業員の出勤停止・受診の推奨等、職場における感染対策の強化を要請する。
- ・ウイルスの病原性の状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、学校・保育施設・それ以外の施設等について、当該施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じて、催し物等の自粛・臨時休業等を適切に行うよう要請する。
- ・引き続き、関係機関等に対し、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の指導を徹底する。

(4) 予防接種

① 特定接種の実施

- ・ 海外発生期から引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。

② 住民接種の準備、実施

- ・ 緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
(病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種とは、個人の意思に基づく接種であり、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を推奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある)

(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 要援護者への生活支援

- ・ 必要に応じて、要支援者への生活支援を継続、又は実施する。

② 火葬能力等の体制整備

- ・ 引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
また、県と連携し、墓地・火葬場等の情報を広域的かつ速やかに収集し、必要に応じて、他市町村・近隣都県に対して広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するために臨時遺体安置所を確保する。

(6) 医療

- ・ 必要に応じて、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を地域医師会と連携し、調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。
- ・ 国・県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

6 小康期

目標

1. 社会機能の回復を図り、流行の第二波に備える

(1) 実施体制

- ・「市内終息宣言」、もしくは国による「緊急事態解除宣言」の発表をもって、市対策本部を廃止し、発生状況を踏まえて平常時の体制に移行する。
 - ＊ 県の「県内終息宣言」又は「県内緊急事態解除宣言」と一元性を保つ
- ・実施した対策を評価し、次の流行に備えた対策を検討及び実施する。

◇ 国が判断する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるとき

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

(2) サーベイランス・情報収集及び情報提供・共有

- ・県・医療機関・関係機関等から情報収集し、再流行の早期発見に努める。
- ・状況を見ながら、相談窓口の体制を縮小する。
- ・住民に対して、第一波の終息及び第二波に備えて必要な情報を提供する。

(3) まん延防止に関する措置

- ・流行の第二波に備え、マスク着用・手洗い・うがい等の予防策を勧奨する。

(4) 予防接種

- ・流行の第二波に備え、住民接種を継続する。

(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・不足している医薬品その他の物資及び資材等の調達及び再配備を行う。

(6) 医療

- ・国・県・医師会・関係者等と連携し、通常の医療体制に戻す。